

○宗像市卓球協会事務局規則

平成18年3月19日
規則第1号

(設置)

第1条 宗像市卓球協会(以下「本協会」という。)の事務を処理するため、本協会規約第14条第2項の規定により、宗像市卓球協会事務局(以下「事務局」という。)を設置する。

(組織)

第2条 事務局に事務局長、その他の職員を置く。
2 事務局職員の定数は、若干名とする。

(職務)

第3条 事務局長は事務局を統括し、職員を指揮監督する。
2 職員は、事務局長の命を受け、本協会の事務を処理する。

(兼任)

第4条 事務局長は理事を兼ねることができる。

(給与)

第5条 事務局長及び職員は、無給、無報酬とする。但し、事務に必要な費用は、実費支給する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、庶務、経理その他、事務処理上必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。